

パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もがそれぞれの個性や能力に基づいて活躍ができ、人生のパートナー及び大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向(いずれの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかを示す概念)が異性のみでない者又は性自認(自己の性別についての認識)が出生時に届けられた性と異なる者
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方又は双方が、性的少数者である二人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 市長に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号にいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方若しくは、いずれかが勝山市民である、又は宣誓の日から3箇月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、婚姻していないこと。
- (4) 宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 宣誓に係るパートナーと民法に規定する婚姻できない続柄(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族)でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ宣誓事項確認書(様式第2号)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができ

ないと市長が認めるときは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書。本市への転入を予定している者にあつては、転出証明書その他の本市への転入が確実であることが分かる書類。(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 戸籍の個人事項証明書その他の現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 前各号に掲げる書類のほか市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他前各号に準ずるものとして市長が相当と認める書類

3 本市への転入を予定していることにより宣誓した者は、宣誓日から3箇月以内に住民票の写しその他市内への転入を証明する書類を市長に提出しなければならない。

4 宣誓をしようとする者は、宣誓の日時等ついて、あらかじめ市長と調整するものとする。

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名に代えて、通称(社会生活上日常的に使用している氏名)を使用することができるものとする。ただし、宣誓書及び宣誓書受領証の裏面部分についてはこの限りでない。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、宣誓書等の提出に際し、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示し、又は添付するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号)及びパートナーシップ宣誓

書受領証カード(様式第4号)(以下「受領証等」という。)を宣誓した者に交付するものとする。

- 2 第3条第2号に規定する者のうち、勝山市への転入を予定している者については、転入予定者受付票(様式第5号。以下「受付票」という。)を交付し、第4条第3項の提出があったときに、受付票を返還させ、受領証等を交付する。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証等又は宣誓書の写しの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、次の事情により、再交付を希望するときは、第11条の規定による当該宣誓書保存期間内に限り、受領証等の再交付を市長に申請することができる。

- (1) 受領証等を紛失、毀損(汚した)場合
- (2) 氏名や通称名を変更し受領証等の内容が変更した場合

- 2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。前項第2号による場合は、受領証等及びその変更の事実を確認することができる書類を添えなければならない。

- 3 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

- 4 市長は、第1項の規定により申請があった場合において相当と認めるときは、受領証等の紛失その他やむを得ない理由がある場合を除き、交付済みの受領証等と引換えに受領証等を再交付する。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)に受領証等を添付して、すみやかにこれを市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が市外へ転出するとき(一時的な場合を除く)。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき、又は行方不明のとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効になったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったと市長が認めるとき。

- 2 前項の届出については、第4条第2項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

- (1) 第3条に規定する宣誓の要件を満たさなくなったとき。

- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。
 - (4) 第6条第2項の規定により受付票の交付を受けた転入予定者の双方が、宣誓の日から3箇月以内に転入しなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により宣誓が無効となった場合は、宣誓者に交付した受領証等又は受付票の返還を求めるものとする。ただし、返還を求めることができない場合は、この限りでない。

(宣誓書受領証記載内容等証明書^の交付)

第10条 宣誓者は、市長が宣誓書等を保存している期間内において、第9条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証記載内容等証明書交付申請書(様式第8号)を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書受領証記載内容等証明書(様式第9号)の交付を申請することができる。

- 2 宣誓者は、前項の規定による申請の際、それぞれ本人であることを明らかにするため第4条第2項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は第1項の規定による申請があった時は、パートナーシップ宣誓書受領証記載内容等証明書を無料で交付する。
- 4 宣誓者の双方が市外へ転出するために受領証等の返還があり申請があった場合は、パートナーシップ宣誓書受領証記載内容証明書を交付する。

(文書の保存)

第11条 市長は、宣誓書等を、第8条第1項の規定により受領証等が返還された日、又は宣誓者が同項第2号、第3号、第4号及び第5号に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(委任)

第12条 の要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。